

令和6年（才）第1028号、令和6年（受）第1317号
上告人兼申立人 関口 博 外20名
被上告人兼相手方 国

要 請 書

2024年(令和6年)11月18日

最高裁判所第二小法廷 御中

上告人兼申立人訴訟代理人 弁護士 水 永 誠 二
同 瀬 川 宏 貴
同 出 口 かおり

要 請 の 趣 旨

現在、「デジタル社会」が急速に進展を遂げつつあり、膨大な個人データがAI（人工知能）により、想定を超えて利活用される状態にある。そのような変化の中、国民のプライバシー（「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」、みだりに収集・利用等されない自由も含む）の保障は10年前はおろか、わずか2～3年前と比較しても、ますます困難性を増す状態にある。

個人番号制度は、個人データを確実に識別し、名寄せ・データマッチングして利活用するための核心的インフラであるから、本件訴訟において問題となる諸点について、令和5年3月9日に同種事案（原審裁判年月日は令和3年9月29日）について、最高裁（第一小法廷）判決が出ているからといって、安易にそれに倣った結論を出すのではなく、その後の国内・国外における諸事情及び上告人の申立理由を基に、今後のプライバシー保障の指針となるべき判断を示すべく、本事案に含まれている問題点について慎重に吟味判断することを求める。

要請の理由

- 1 原判決は、①平成20年3月6日住基ネット最高裁判決（第一小法）を引用し、

憲法13条により保障される私生活上の自由について、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」であるとした上で、②上告人らの各主張について、極めて簡素な理由でもって排斥した。①の判断については、原審結審後に言い渡されたマイナンバー違憲訴訟に関する令和5年3月9日最高裁第一小法廷判決（以下「令和5年最高裁判決」という。）の判示内容が影響したものと考えられる。

2 しかし、原判決は、憲法13条によって保障される「私生活上の自由」の範囲や内容について、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」のみであるとする実質的理由について何も述べていない。これまで最高裁判決（昭和44年12月24日最高裁大法廷判決、平成7年12月15日最高裁三小判決、平成15年9月12日最高裁二小判決）では、みだりに利用、収集されることによる私生活上の自由侵害を認めている。「デジタル社会」の進展の中で、如何にすれば「私生活上の自由」保障が全うされるかの観点から、見直すことが必要である。

高度情報化が進む「デジタル社会」において「私生活上の自由」を保障するためには、国際標準ともいえる「プライバシー・バイ・デザイン」（設計段階から組み込まれるプライバシー保障）基準により審査される必要が存する。原判決はこれを無視している。

3 原判決は、住基ネット最高裁判決の審査手法・基準を踏襲しているが、個人番号の制度・システムと住基ネットの制度・システムとでは、個人番号制度においてはデータマッチングを目的としている点において決定的に異なる。現代「デジタル社会」における問題の核心は、大量の個人データをマッチングしてプロファイリングする点にあるのであり、個人番号制度はそのための核心的インフラである。EUのGDPRやその他次々と制定されているデジタル関係の諸規則も、個人の尊厳を守るために、諸規制を制定している。日本国憲法13条も個人の尊厳を基本理念としているものであり、EU等の人権保障に関する国際的動向も勘案

しつつ、ここ日本において「デジタル社会」における「個人の尊厳」や「私生活上の自由」保障の原則を打ち立てていく必要が存する。

特に、立法府における検討が、時間的にも、内容的にも不十分であった番号法（マイナンバー法）関連の問題点は、例えば、「マイナ保険証への原則一本化」を巡って、大きな社会的騒動になって現実化している。システム技術上の不備も、利用が進んだ最近になって大きな社会的問題となったことも記憶に新しい。にもかかわらず、国会は、十分な審議を行うことなく、令和5年6月2日に改正番号法を成立させ、個人番号の利用範囲を社会保障・税・災害対策の三分野に限る方針を転換して、制限をなくして、利活用推進の一本槍とも言える方針を貫いているのである。

したがって、このような問題点について、事後的に、憲法の番人である最高裁が、厳格な審査を加えて、人権保障に資する判断を行うことが、切に求められているのである。

4 諸々の問題点の詳細は、上告理由書、上告受理申立理由書に述べたとおりである。

今後、日本において生きてゆく国民や外国人住民が、「私生活上の自由」を保障された生活を送ることが出来るような判断が示されることを求めるものである。

以上